第十六条　法別表第二の二十三の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、同法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者（以下この条及び次条において「措置入院者」という。）又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

第二十二条第一号中「次に」を「同法第二条第二号の公営住宅（以下この条において「公営住宅」という。）の入居者又は同居者（以下この条において「公営住宅入居者等」という。）に係る次に」に改め、同号イ中「公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者（以下この条において「公営住宅入居者等」という。）に係る」及び「その」を削り、同号ロ中「公営住宅入居者等に係る」を削り、同条第二号中「前号に掲げる情報及び公営住宅入居者等に係る」を「公営住宅入居者等に係る前号イからニまでに掲げる情報及び」に改め、同条第四号中「第二号に掲げる情報」を「同項の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報」に改め、同条第五号中「又は第六項」を削り、「情報」の下に「並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報」を加え、同条第十号中「第七号に掲げる情報」を「公営住宅入居者等、公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は公営住宅法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第一号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第一号（八を除く。）に掲げる情報及び公営住宅入居者等に係る」を「公営住宅入居者等に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第一号」を「公営住宅入居者等に係る第一号イからニまで」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　第二号に掲げる情報

第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二　法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十六条第一項の規定による申出（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（次号において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二　第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく厚生年金保険法による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

イ　船員保険法第二十九条第二項の保険給付の支給に関する情報

ロ　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金、同法第二十二条の四第二項の遺族年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の障害年金前払一時金、同法附則第六十三条第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

ハ　雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

ニ　道府県民税又は市町村民税に関する情報

ホ　住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金又は同法附則第五条の三第一項の障害補償年金前払一時金若しくは同法附則第六条第一項の遺族補償年金前払一時金の支給に関する情報

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　法別表第二の三十八の項の主務省令で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一　生活保護実施関係情報

二　道府県民税又は市町村民税に関する情報

三　住民票に記載された住民票関係情報

第二十五条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　国民健康保険法施行規則第二十六条の六の四第一項の生活療養標準負担額の減額に係る保険者の認定の申請又は同条第六項の生活療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二　法別表第二の四十三の項の主務省令で定める事務は、国民健康保険法第五十六条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給の調整に関する事務とし、同表の四十三の項の主務省令で定める情報は、当該支給に係る被保険者に係る次に掲げる情報とする。

一　船員保険法第二十九条第一項の保険給付の支給に関する情報

二　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

第二十六条の次に次の三条を加える。

第二十六条の二　法別表第二の四十七の項の主務省令で定める事務は、国民年金の給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る次に掲げる情報とする。

一　船員保険法第二十九条第二項の保険給付の支給に関する情報

二　労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三条第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

三　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金又は同法附則第五条の三第一項の障害補償年金前払一時金若しくは同法附則第六条第一項の遺族補償年金前払一時金の支給に関する情報

第二十六条の三　法別表第二の四十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国民年金法による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る次に掲げる情報

イ　道府県民税又は市町村民税に関する情報

ロ　住民票に記載された住民票関係情報

二　国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号及び次号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申請等に係る者に係る前号イ及びロに掲げる情報